



平成 22 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 日本コンクリート工業株式会社
代 表 者 名 取締役社長 網 谷 勝 彦
(コード番号 5 2 6 9 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取締役執行役員 井 上 敏 克
(TEL 03-5462-1022)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 5 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 22 年 6 月 29 日開催予定の第 79 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 第 2 条 (目的)

今後の事業展開に備え現行定款第 2 条に、事業目的を追加するものであります。

(2) 第 16 条 (株主総会決議事項)

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するために、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みとして本プランを再導入することが必要不可欠と考えています。

そして、当社の現行定款においては、「本会社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針」を株主総会の決議により定めることができる旨のみ規定されているにすぎないことから、下記 2. 記載の変更案第 16 条のとおり買収防衛策に関する規定の拡充を行うものであります。

具体的には、

- ①買収防衛策について、その内容を明らかにするとともに、株主の皆様のご意思を可能な限り反映するため、買収防衛策を当社株主総会の決議によって導入、変更及び廃止することができる旨を定めるものであります (変更案第 16 条第 1 項)。
- ②会社法においては、新株予約権の無償割当てに関する事項については原則として取締役会の決議により決定することとされておりますが (会社法第 278 条第 3 項本文)、当社取締役会では、買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てを実施する場合は、株主の皆様のご意思の尊重という観点から、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議によることも可能とすることが望ましいと考えております。そこで、会社法第 278 条第 3 項但書の規定に基づき、その根拠規定として、

所要の変更を行うものであります（変更案第 16 条第 2 項）。

- ③買収防衛策の一環として新株予約権の無償割当てを行う場合、新株予約権の内容として、買収防衛策に定める一定の者による権利行使は認められないとの行使条件や、これに相当する取得条項等を定めることがあることから、定款上、あらかじめこの旨を明記しておくものであります（変更案第 16 条第 3 項）。

なお、本日公表しました、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の再導入について」についても併せてご参照ください。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目 的） 第 2 条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 5.（条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>6.</u> <u>7.</u>（条文省略） <u>8.</u></p> <p>（株主総会決議事項） 第 16 条 <u>株主総会においては、法令又は本定款に別段の定めある事項をその決議により定めるほか、本会社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針をその決議により定めることができる。</u> <u>2. 前項における本会社株式の大量取得行為に関する対応策とは、本会社が資金調達又は業務提携などの事業目的を主要な目的とせず新株又は新株予約権の発行を行うことにより本会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、本会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、本会社株式の大量取得行為に関する対応策としての新株又は新株予約権の発行決議を行うなど本会社株式の大量取得行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。</u></p>	<p>（目 的） 第 2 条 （現行どおり）</p> <p>（現行どおり）</p> <p><u>6. 産業廃棄物の収集・運搬、処理、処分及びリサイクル</u> <u>7. リサイクル製品、建設用資材、薬品の販売</u> <u>8. 環境保全及び資源リサイクルに関するコンサルティング業務</u> <u>9.</u> <u>10.</u>（現行どおり） <u>11.</u></p> <p>（株主総会決議事項） 第 16 条</p> <p>（削除）</p> <p><u>本会社は、株主総会の決議により、買収</u></p>

<p>(新設)</p>	<p><u>防衛策を導入、変更及び廃止することができる。なお、買収防衛策とは、本会社が資金調達等の事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行又は割当てを行うこと等により本会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、本会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものをいう。</u></p> <p><u>2. 本会社は、買収防衛策の一環として、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。</u></p> <p><u>3. 本会社は、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。</u></p> <p><u>(1) 買収防衛策において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使することができないこと</u></p> <p><u>(2) 本会社が当該新株予約権を取得する際に、これと引き換えに交付する対価の有無及び内容について、非適格者と非適格者以外の者とで別異に取扱うことができること</u></p>
-------------	---

3. 日程

定款変更のための株主総会 平成 22 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日 平成 22 年 6 月 29 日

以上